

2025年7月18日

各 位

会 社 名 フリー株式会社
代表者 代表取締役 CEO 佐々木 大輔
(コード番号：4478 東証グロース)
問合せ先 常務執行役員 CFO 坪井 亜美
(TEL. 03-6683-0242)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う株式給付規程の制定及び 第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入すること及び下記の通り、株式給付規程（以下「本規程」といいます。）を制定することにつき決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景

当社グループでは、ミッションである「スモールビジネスを、世界の主役に。」を達成するために、一人一人の従業員がオーナーシップをもって業務に取り組めるよう、上場前より自社株式を活用した報酬制度を整備してまいりました。

そのなかで、2020年8月12日の取締役会で当社従業員に対する譲渡制限付株式を導入しておりましたが、今般、制度内容の見直しを行い、これまで以上に当社従業員のモチベーションを高め、当社の企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様とより一層の価値共有を進めること等を目的として、譲渡制限付株式の制度の一部を本制度に置き換えることにいたしました。

なお、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度につきましては、本お知らせによる変更は現在ございません。

2. 本制度の概要及び本規程の制定

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

本制度の導入により、株式付与の対象となる従業員の納税等の金銭的な負担を考慮した上で、当社株式の価値を実感できるようにすることで、これまで以上にオーナーシップをもって業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社は、本日開催の取締役会において、本規程を制定することについて決議しております。

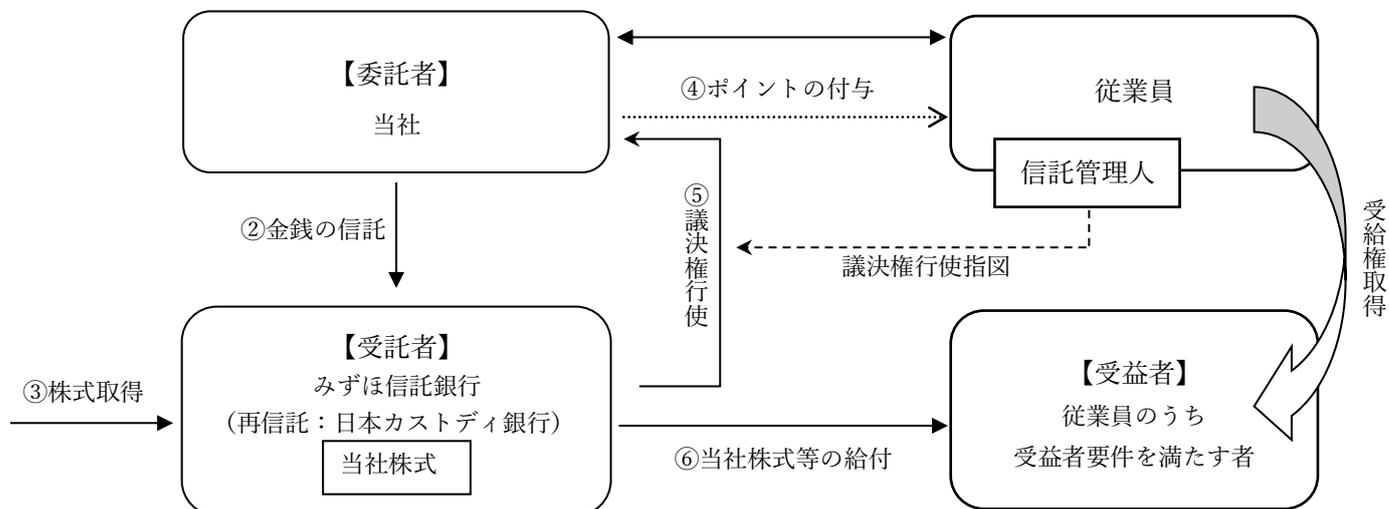
当社は、本規程に基づき、当社の従業員に対し、個人の貢献度等に応じてポイントを付与します。従業員に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり、当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

従業員が本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該従業員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、

本規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

本新株式発行により株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に割り当てられる当社株式は、従業員が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた従業員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法若しくは当社が発行する新株を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の従業員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2025年8月4日 |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2025年8月4日 |
| (10) 信託の期間 | : 2025年8月4日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

<本新株式発行について>

4. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年8月4日(月)
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 386,101株
(3) 発行価額	1株につき金 3,885円
(4) 発行総額	1,500,002,385円
(5) 割当予定先	当社の従業員 1,785名 386,101株 (注1、2)
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注1) 本新株式発行の形式的な割当予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。一方、本新株式発行は、本制度に基づいて当社の従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、割当予定先には当社の従業員（2025年6月末日時点の人数）を記載しております。

(注2) 従業員には、本制度に基づき、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に従業員に給付される当社株式等の数は、従業員の個人の貢献度等に応じて変動いたします。

5. 発行の目的及び理由

本新株式発行は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び発行を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により新株式を発行するものであります。なお、本新株式発行は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

発行数量については、本規程に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（制度開始から2026年6月末日で終了する事業年度までの1事業年度分）であり、2025年6月30日現在の発行済株式総数 59,221,680株に対し 0.65%（2025年6月30日現在の総議決権個数 591,012個に対する割合 0.65%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。当該発行数量は、上記2. のとおり制定した本規程に基づき、信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（制度開始から2026年6月末日で終了する事業年度までの1事業年度分）であり、本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、本新株式発行の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,885円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお発行価額 3,885円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均 3,730円（円未満切捨）に対して 104.16%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均 3,827円（円未満切捨）に対して 101.52%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均 3,706円（円未満切捨）に対して 104.83%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本新株式発行に係る発行価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記発行価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式発行は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び

株主の意思確認手続は要しません。

以 上